

作成年月日：平成28年2月15日  
最終改正年月日：令和7年4月1日

# 旅館業の手引き (維持管理編)

倉敷市保健所生活衛生課

〒710-0834 倉敷市笹沖170番地  
TEL 086-434-9830  
FAX 086-434-9833

## 目 次

1	宿泊者名簿の設置	2
2	衛生措置等の基準	3
3	宿泊拒否の制限	5
4	特定感染症のまん延の防止に必要な協力	6
5	営業許可証の掲示	7
6	旅館業の各種届出手続きについて	8

## 1 宿泊者名簿の設置

営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先を記載しなければなりません。

日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号についても記載が必要です。  
(パスポートのコピーを宿泊者名簿と一緒に保存してください。)

また、宿泊者名簿については3年間保存してください。

<宿泊者名簿の様式 例>

宿 泊 者 名 簿					
営業施設の名称					
営 業 者 氏 名					

到 着 年 月 日	出 発 年 月 日	住 所	氏 名	連絡先	備 考

(備考)

日本国内に住所を有しない外国人宿泊者にあつては、国籍及び旅券番号を備考欄に記載すること。

## 2 衛生措置等の基準

旅館業の営業者は、営業の施設について、宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければなりません。  
法令等で定められている基準は次のとおりです。

### (1) 換気及び防湿

ア 換気のために設けられた開口部は常に開放し、機械換気設備を有する場合は十分な運転を行うこと。

イ 排水設備は、流通を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにすること。

### (2) 採光及び照明

定期的に採光及び照明の設備の保守点検、清掃等を行い、施設内の安全上及び衛生上必要な照度を確保すること。

### (3) 施設等の清潔

ア 施設内は、常に清潔にしておくこと。

イ ねずみ、はえ等の衛生害虫の防除及び駆除に努めること。

ウ 衣類、シーツ、布団カバー、枕カバー等直接皮膚に接するものは、使用者ごとに清潔なものに取り替えること。

エ 寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

オ 洗面所には、水栓により飲用に適する水が豊富に供給されるようにすること。

カ 便所の手洗い設備は、水栓により清浄な水が豊富に供給されるようにすること。

### (4) 浴室の衛生措置等

#### 共通管理

ア 客室に設けられた浴室の浴槽水については客室の使用ごとに、共同浴室の浴槽水については毎日、完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃すること。

イ 共同浴室の浴槽水は、適温に保つとともに、常に満杯状態に保ち、十分に温水を供給することにより清浄に保つこと。

ウ 設備、装置及び配管は、定期的に消毒するとともに、適宜清掃等を行うこと。

エ 貯湯槽に貯留する原湯の温度を通常の使用状態において 60℃以上に保つ等レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽内の湯水を管理すること。

オ 共同浴室にあっては、入浴者に対し、脱衣室等の見やすい場所に、身体を洗わないで浴槽内に入る等公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないよう表示すること等により衛生上の注意を喚起すること。

カ 共同浴室の自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業員等にその内容を周知徹底するとともに、営業者及び従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

キ 施設の利用者の中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、保健所に通報し、その指示に従うこと。

### 浴槽水を循環させる場合の管理

- ア 浴槽水は1週間に1回以上定期的に完全に換水するとともに、その都度浴槽を清掃し、及び消毒すること。
- イ 打たせ湯及びシャワーに使用する温湯等は、循環ろ過水を使用しないこと。
- ウ 浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。
- エ ろ過装置等の維持管理を適切に行い、かつ、その稼働状況を適宜点検するとともに、それらの記録を3年間保存すること。
- オ 消毒設備又は装置の維持管理を適切に行い、その記録を3年間保存すること。
- カ 浴槽水を塩素系薬剤で消毒し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を0.4 mg/L以上に保つこと。ただし、消毒剤にモノクロラミンを使用する場合は、当該濃度を3.0 mg/L以上に保つこと。
- キ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、その測定結果を3年間保存すること。
- ク 浴槽水の水質検査を1年に1回以上行い、その記録を3年間保存すること。
- ケ 浴槽水が水質基準（下表）を満たさないことが判明したときは、浴槽の清掃、消毒等必要な措置を講ずること。

濁度	5（度）以下
過マンガン酸カリウム消費量 又は 全有機炭素の量	2.5（mg/L）以下  8.0（mg/L）以下
大腸菌	1（個/mL）以下
レジオネラ属菌	10（CFU/100mL）未満

#### (5) 客室

客室には、くず入れを備えること。

### 3 宿泊拒否の制限

営業者は、次の場合を除いては、宿泊を拒んではなりません。

- (1) 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。
- (4) 宿泊施設に余裕がないとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、泥酔し、著しく異常な言動をし、又は著しく不潔な身体若しくは服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (6) 営業者の求めにも関わらず、宿泊者が氏名等を告げないとき。
- (7) 会員制度の寮等であって、宿泊の申込者が会員以外であるとき。
- (8) その他、正当な理由があると認められるとき。

※ (1) (旅館業法第5条第1項第1号) 及び(3) (旅館業法第5条第1項第3号) を理由に宿泊を拒んだ場合については、宿泊拒否の記録を作成してください。記録については3年間保存してください。

<宿泊拒否の記録の様式 例>

宿泊拒否の記録			
日時			
理由	<input type="checkbox"/> 旅館業法第5条第1項第1号に該当するため <input type="checkbox"/> 旅館業法第5条第1項第3号に該当するため		
対応の責任者		宿泊拒否対象者の氏名	
宿泊拒否までの経過の概要 (旅館業法第5条第1項第3号に該当することを理由とする場合)			
備考			

※宿泊拒否した事案1回ごとに作成してください。

#### 4 特定感染症のまん延の防止に必要な協力

営業者は、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の（１）及び（２）の協力を求めることができます。当該協力を求めた場合には、記録してください。

（１） 報告（法第４条の２第１項第１号イ）

宿泊しようとする者が、特定感染症の患者等であるかどうか明らかでない場合は、当該者が特定感染症の患者等であるかどうかを確認するため、次のいずれかを、原則として書面又は電子情報処理組織を使用する方法によって報告すること。

ア 特定感染症の症状を呈している者

医師の診断の結果

イ 特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

医師の診断の結果もしくは当該症状が特定感染症以外のものであることの根拠となる事項

（２） 客室待機（法第４条の２第１項第１号ロ）

宿泊施設において、みだりに客室、その他の営業者の指定する場所から出ないこと。

<報告や客室待機の求めの記録の様式 例>

旅館業法第４条の２第１項の規定による 報告や客室待機の求めの記録			
日時			
対応の 責任者		協力の求めの 対象者氏名	
求めた 協力の 概要	<input type="checkbox"/> 報告の求め（旅館業法第４条の２第１項第１号イ） <input type="checkbox"/> 客室待機の求め（旅館業法第４条の２第１項第１号ロ）		
備考			

## 5 営業許可証の掲示

営業者は、営業許可証を営業施設内の見やすい場所に掲示しなければなりません。

## 6 旅館業の各種届出手続きについて

届出の種類	届出の概要	提出書類
変更届  ※変更後 10 日以内に届け出てください。	営業者（個人）の氏名を変更したとき	①旅館業営業（変更・停止・廃止）届出書 ②氏名を変更したことが分かる公的書類（戸籍抄本等）
	営業者（個人）の住所を変更したとき	①旅館業営業（変更・停止・廃止）届出書
	営業者（法人）の名称、代表者氏名又は事務所所在地を変更したとき	①旅館業営業（変更・停止・廃止）届出書 ②登記事項証明書 ③業務を行う役員に関する事項（代表者が変更となったときのみ）
	営業施設の名称を変更したとき	①旅館業営業（変更・停止・廃止）届出書
	営業施設の構造設備を変更したとき	①旅館業営業（変更・停止・廃止）届出書 ②営業施設の構造設備を明らかにする図面（変更前後の内容を明示したもの） ③建築基準法に基づく検査済証の写し（建築の確認を要する場合のみ） ④消防法令適合通知書の写し（必要な場合のみ）
承継承認申請（譲渡） ※譲渡の効力が発生する前（1ヶ月程度）に申請してください。	譲渡人が譲受人に旅館業を承継しようとするとき ※譲渡の効果が承認より前に発生した場合は、新規の許可が必要となり、承認制度は適用されません。 譲渡人と譲受人の連名で申請します。	①旅館業営業承継承認申請書（譲渡用） ②旅館業の譲渡を証する書類（譲渡契約書等の写し。） ③（譲受人が法人の場合）譲受人の定款又は寄附行為の写し ④（譲受人が法人の場合）登記事項証明書 ⑤（譲受人が法人の場合）法人の役員に関する事項
承継承認申請（合併・分割） ※合併又は分割の登記前に申請してください。	営業者（法人）が合併又は分割する場合であって、合併又は分割後の法人が旅館業を承継するとき	①旅館業営業承継承認申請書（合併・分割用） ②旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
承継承認申請（相続） ※被相続人の死亡後 60 日以内に申請してください。	営業者（個人）が死亡した場合であって、相続人が旅館業を承継するとき	①旅館業営業承継承認申請書（相続用） ②戸籍謄本（被相続人と全ての法定相続人との関係及び被相続人の死亡の事実が確認できるもの）又は法定相続情報一覧図の写し ③相続人全員の同意書

<p>停止届 ※停止後 10 日以内に届け出てください。</p>	<p>営業の全部又は一部を停止したとき</p>	<p>①旅館業営業（変更・停止・廃止）届出書</p>
<p>廃止届 ※廃止後 10 日以内に届け出てください。</p>	<p>営業を廃止したとき</p>	<p>①旅館業営業（変更・停止・廃止）届出書 ②営業許可証</p>